

スポーツ安全保険のご案内

このたびは思いがけない事故に遭われ、おけがをされましたことを心よりお見舞い申し上げます。
スポーツ安全保険/保険金の請求につきましては、下記の各項目をよくお読み頂きお手続き下さいますようお願い致します。

1. 対象となる事故の範囲（日本国内のみ対象）

- ①MFJ公認、または承認登録された競技会の公式開催期間(MFJが公認した競技会期間)でかつ当該競技会主催者の統轄下において行われた『競技』『予選』『練習』中の事故
- ②MFJ公認、または承認登録された競技会に参加しているものの当該競技会の経路往復中の事故

2. 加入区分・掛金・補償額

スポーツ安全保険は「スポーツの種類」や「子供と大人」の加入区分により掛金と補償額が定められ、MFJ の場合は下記の加入区分・掛金・補償額となります。

加入区分	掛金	死亡	傷害保険			突然死葬祭費用保険
			後遺障害 (最高限度額)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)	
子供 毎年3月31日現在15歳以下の者(中学生以下)	600円	2,000万円	3,000万円	4,000円 (事故の日からその日 を含み180日以内)	1,500円 (90日を限度とし事故の 日からその日を含み 180日以内)	突然死 180万円限度 (急性心不全、脳内出血 などに際し、親族が負担 した葬祭費の補償)
大人	1,600円					

※掛金はライセンス会員申請と同時に納めていただきます。

※本書作成時点では、平成23年度スポーツ安全保険の内容について公表されていないことから、上記内容は平成22年度スポーツ安全保険を基に作成しています。今後、補償内容が変更となることがあります。

3. 傷害保険について（MFJ会員の事故で、多く適用される傷害保険についてのみ説明）

「1. 対象となる事故」における急激で偶然な外来な事故により被った傷害(日射、熱射病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む。)が対象

- ①医師の治療が対象となります。柔道整復師(接骨医)による施術は、医師の治療に準じて取扱います。
- ②後遺障害保険金は、程度によって最高額(死亡保険金を基準としてその1.5倍)の3%~100%が支払われます。
例) ○終身常に介護を要するとき ……100%
○両方の聴力を全く失ったとき ……80%
○一眼が失明したとき ……60%
○一腕または、一脚を失ったとき ……60%
- ③手術の種類に応じて、入院保険金日額の10倍、20倍又は40倍が手術保険金として入院保険金に加算して支払われます。
但し、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
- ④平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、支払われません。
なお、通院しない場合においても、骨折などの傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギブスなどを常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたと保険会社が認めるときは、その日数に対して通院保険金を支払います。
- ⑤入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
- ⑥入院保険金と通院保険金は重複してお支払いできません。
- ⑦入・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入・通院保険金は重複してお支払いできません。
※これらの保険金は健康保険や他の保険からの給付、損害賠償などと関係なく支払われます。

保険金が支払われない主な場合

- ①MFJが公認・承認していない競技会での傷害 ※公認・承認された大会に付随する走行でも開催期間外は対象でない場合があります。
- ②MFJ会員登録及びスポーツ安全保険加入手続きが行われていない。(競技会間際のライセンス申請では間に合わない場合があります)
- ③次のような事由により生じた傷害

- ・被保険者や保険金受取人の故意
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
- ・被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む)、心神喪失
- ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他医療措置
- ・地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱、放射能汚染など ※条件付戦争危険等面積に関する一部特約が付帯されているため、テロ行為によりケガは除きます。

④ムチ打症や頸椎症などの頸部症候群で、自覚症状しかないもの。

⑤次のものは傷害に含まれず、保険金が支払われません。

- ・急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります)
- ・野球肩、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他スポーツ特有の障害
- ・成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)

⑥日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故

4. その他

①スポーツ安全保険で設定されている「賠償責任保険」は自動車・オートバイ等乗車中の事故は、対象外となります。

※オートバイ・自動車等乗車中でない(例えば自転車乗車中第3者に損害を与えた等)は対象となる場合もあります。

スポーツ安全保険の詳細は、(財)スポーツ安全協会発行の資料またはホームページを参照願います。

ホームページ : <http://www.sportsanzen.org>

問い合わせ : 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号 Tel:03-5510-0022

5. 保険金請求手続きについて (よくお読み頂きお間違えのないようお手続き下さい)

①事故で負傷した！【当日会場で行うこと】

○大会事務局へ届出る。

あなたのお名前が大会開催報告書の負傷者リストに記載されていないと保険金請求が出来ません。

負傷した場合は必ず大会の医務室で治療を受け、大会事務局に届け出てください。

※やむを得ない理由により当日届出が出来なかった場合は負傷日より2日以内に主催者に連絡してください。

届出が無い場合、スポーツ安全保険の請求は受け付けることが出来ません。

○MFJへの事故通知依頼書を受け取る。

大会事務局から「様式-9b 事故通知依頼書」を受け取ってください。

その場で記入する必要はありませんが、必ず2週間以内にMFJ本部へ送付するように願います。

※ 大会事務局に様式が無い場合は MFJ ホームページからダウンロードするか、電話連絡でお取りよせ下さい。

②保険会社から保険金請求書類が送られてきます。

○保険金請求書類が送られてきます。

MFJに事故通知依頼書が到着し、開催報告書であなたの負傷が確認されたら、MFJからスポーツ安全協会へ事故を通知します。その後保険会社から、あなたに保険請求書類が送付されます。

書類を確認し、必要事項を記入してください。

③治療が終了したら

○保険金請求は治療が終了してから行って下さい。

治療が終了したら、下記の書類とともに MFJ に送付願います。

【送付する書類】

1) 保険金請求書

2) 保険金請求書に記載されている必要書類(領収書のコピー等)

※診断書は保険金支払い総額が10万円を超える場合または手術保険金が支払われる場合にのみ必要です。

④保険金が支払われます。

保険会社で請求内容が確認された後、保険金があなただけの指定の金融機関の口座に振り込まれます。